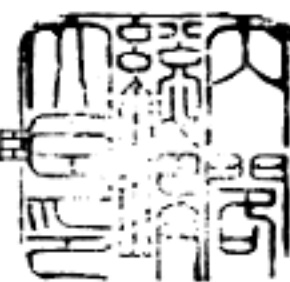


平成9年7月2日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の
変更許可について（一部補正）

平成8年12月26日付け8安（核規）第311号（平成9年6月4日付け9安（核規）
第348号をもって一部補正）をもって諮問した標記の件に関し、日本原燃株式会社 代
表取締役社長 竹内哲夫から平成9年7月1日付け再建発第7号をもって別添のとおり申
請書の一部補正があったので通知します。

再 処 理 事 業 所

再処理事業変更許可申請書

本文及び添付書類の一部補正

日 本 原 燃 株 式 会 社

再 建 発 第 7 号

平成 9 年 7 月 1 日

内閣総理大臣

橋 本 龍 太 郎 殿

青森県青森市本町一丁目 2 番 15 号

日 本 原 燃 株 式 会 社

代表取締役社長 竹 内 哲 夫

再処理事業所再処理事業変更許可申請書

本文及び添付書類の一部補正について

平成 8 年 4 月 26 日付け再建発第 2 号をもって申請し、平成 8 年 8 月 30 日付け再建発第 13 号、平成 8 年 12 月 16 日付け再建発第 22 号、平成 9 年 6 月 2 日付け再建発第 3 号をもって一部補正しました当社再処理事業所再処理事業変更許可申請書の本文及び添付書類を別添 1 及び別添 2 のとおり一部補正いたします。

別添 1

申請書本文を以下のとおり補正する。

ページ	行	補 正 前	補 正 後
57から59まで		下記項目の記述を右記のとおり 変更する。 五、再処理施設の工事計画	別紙1の記述に変更する。

五、再処理施設の工事計画

今回の変更に伴う工事は、以下に示す再処理施設の工事計画の範囲内で行う。

[illegible][illegible]

- (注) (1) 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の試験のために、使用済燃料（約50t・U₂₃₅）を受け入れる。
 (2) ウラン試験は、天然ウラン又は劣化ウランを用いた模擬燃料集合体等（約50t・U）を使用して行う試験をいう。
 (3) しゅん工とは、再処設備本体等に係る使用前検査の合格をいう。
 (4) 使用済燃料輸送容器保守設備及びそれに係る設備は、再処理事業開始後4年以内に設置する。
 (5) 第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟及び西棟に係る施設は、しゅん工後3年以内に設置する。

参 考

使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設

[illegible]

平成年度 項目	12												13												14											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
建築物工事																																				
機器据付																																				
作動試験	(使用済燃料輸送容器保守設備等の設置に係る工事) _____																																			

再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く。）

[illegible][illegible]

別添 2

(添付書類二)

添付書類二を以下のとおり補正する。

ページ	行	補 正 前	補 正 後
2－1	上から4行	平成9年6月	平成9年10月